

融資返済計画変更等支援補助金

- 中小企業者の資金繰り、経営プランの見直しをサポートします -



R6.4.1

事業概要

特定の融資（※）を受けた市内の中小企業者が、福島県中小企業活性化協議会（旧 福島県経営改善支援センター）の支援を受けて策定した経営改善計画、早期経営改善計画の策定経費及び信用保証料に対し、補助金を交付します。

（※）特定の融資…福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」、郡山市中小企業融資制度「売上高等減少対策資金融資」

対象者・対象経費等

《対象者》

計画の策定にあたり、令和3年4月1日以降に、福島県中小企業活性化協議会へ事業利用申請書を提出し、以下の対象経費を支払い、計画策定費用支払通知書の交付を受けた中小企業者

《対象経費》

■認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法第31条第1項に規定する者）の経営改善計画等の策定経費

■福島県信用保証協会の信用保証料

※ただし、次に該当する方を除きます

①他団体の補助制度により、補助対象経費の全額を賄うことができる方

②市税等の滞納がある方

《補助額》

対象経費の全額 上限100万円

※ただし、計画策定以外の費用及び消費税、他の補助制度等により補助される額該当する経費を除きます

【スキーム】

経営改善計画策定支援事業

※福島県信用保証協会による計画策定経費に関する補助を受けたものはその補助額を除いた額

中小企業者

①追加保証料

信用保証協会

①費用の1/3

認定支援機関

※

②費用の2/3

③補助

補助上限100万円

郡山市

福島県中小企業活性化協議会

③補助

補助上限10万円

②費用の2/3

早期経営改善計画策定支援事業

中小企業者

①費用の1/3

認定支援機関

申請方法

事前に産業雇用政策課あてご相談の上、計画策定費用支払通知書の通知日から90日又は通知日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金等交付申請書に次の書類を添付して、産業雇用政策課へご提出ください。補助金等交付申請書は、郡山市ウェブサイトからダウンロードできます。

補助対象経費	添付書類
計画策定経費のうち、認定経営等革新支援機関へ支払ったもの	<ul style="list-style-type: none">郡山市融資返済計画変更等支援補助金に関する情報提供承諾書（経営改善計画策定支援事業による支援を受けられた方）認定支援機関への支払額が確認できる書類福島県中小企業活性化協議会が発行する利用申請受理通知の写し福島県中小企業活性化協議会が発行する計画策定費用支払通知書の写し認定支援機関が福島県中小へ提出した業務別請求明細書の写し福島県信用保証協会が発行する経営改善計画策定費用に係る補助が決定したことを証する書類（対象となる方）条件変更等前の融資内容が確認できる書類
福島県信用保証協会へ支払った保証料	<ul style="list-style-type: none">郡山市融資返済計画変更等支援補助金に関する情報提供承諾書条件変更等に伴い福島県信用保証協会が発行する保証料の支払額が確認できる書類条件変更等前の融資内容が確認できる書類条件変更等前の融資に伴う保証料の支払額が確認できる書類

問い合わせ先等

郡山市 産業雇用政策課 TEL：024（924）2251
E-mail：sangyouseisaku@city.Koriyama.lg.jp

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

🔍 融資返済計画



郡山市産業雇用政策課LINE公式アカウント配信中!!
● 中小企業・小規模企業者向けの情報に特化
● SNS（LINE）によるタイムリーな情報発信
● 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信

LINEの友だち追加からID検索【@zcm3352q】
またはQRコードで登録
お願いします！

